

議案第 20 号

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例を廃止する条例の制定について

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例を廃止する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例（平成18年多可町条例第30号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。